

### 食品の期限表示制度に関する意見交換会の開催について

平成22年8月17日  
消費者庁

食品の期限表示（賞味期限、期限表示）につきましては、現状の課題や問題点を整理するため、消費者庁において本年3月24日から4月23日までの間パブリック・コメントを実施し、国民の皆様から幅広いご意見を頂きました。

これを踏まえ、今後更に制度の運用の改善や効果的な周知方法について具体的な検討を進めるに当たり、別紙の個別論点等についてご意見を伺いたく、下記のとおり意見交換会を開催することにいたしました。

- 1 日時 平成22年9月15日（水） 13時～16時（受付開始12時30分）
- 2 場所 全国都市会館 第1会議室（東京都千代田区平河町2-4-2）  
（アクセス：<http://www.toshikaikan.or.jp/06access.html>）

#### 3 内容及びご案内等

##### (1) 内容

##### ①基調講演「食品の期限表示制度について」

国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部 部長 山本 茂貴

##### ②意見交換「食品の期限表示制度のあり方について」

##### (2) 発表希望者へ

意見交換会で特に意見の発表を希望される方は、9月3日（金）12時までに、下記事項を明記の上、メール（[i.kigen@caa.go.jp](mailto:i.kigen@caa.go.jp)）又はFAX（03-3507-9292）にてお知らせ下さい。意見要旨に基づき当日の発表順等を決めさせていただきます。

なお、当日は1人（団体）3分以内の意見発表とさせていただきますが、発表希望者数が予定を超えた場合は、できる限り多くの方に発表していただくため、1人当たりの発表時間を短くすることもあります。

##### 【記載事項】

- ① 氏名
- ② ふりがな
- ③ 所属
- ④ 住所
- ⑤ 電話番号
- ⑥ 意見要旨（400字程度）

(3) 傍聴希望者へ

意見交換会の傍聴希望者は、9月9日(木)12時までに下記事項を明記の上、メール(i.kigen@caa.go.jp)又はFAX(03-3507-9292)にてお申し込み下さい。プレス関係者におかれましては、撮影の有無も併せてご記入ください。

なお、申込み人数が定員(100名程度)を超えた場合には、申込み期限であっても参加をお断りすることがあります。その際は、その旨個別にご連絡いたします。

※ 多数の傍聴者が予想されるため、各社・各団体1名までの申込みをお願いします。

**【記載事項】**

- ① 氏名
- ② ふりがな
- ③ 所属
- ④ 住所
- ⑤ 電話番号
- ⑥ メールアドレス又はFAX番号
- ⑦ 撮影の有無(プレス関係者のみ)

(4) 注意事項

- ① 意見交換会の議事録は消費者庁ホームページで公開いたしますので、予めご了承ください。
- ② 意見交換会への参加に関する旅費は、参加者(発言者含む)の自己負担となりますので、ご了承ください。

問い合わせ先

消費者庁食品表示課 江島、中田

電話 03-3507-9221

FAX 03-3507-9292

E-mail [i.kigen@caa.go.jp](mailto:i.kigen@caa.go.jp)

## 食品期限表示制度に関する主な論点

## (1) 食品事業者による期限設定の根拠の明確化

## &lt;問題意識&gt;

期限の設定は、食品事業者が、科学的・合理的な根拠に基づき行うこととされているが、実際には、制度の趣旨を十分理解せずに期限表示を付している例が見られるのではないか。

また、このような事業者の理解不足が、科学的・合理的な根拠に基づかず、漫然と期限表示の貼り替えを行うといった問題が生ずる要因となっているのではないか。

## &lt;検討の方向性&gt;

- 期限設定に必要な科学的根拠の再確認
  - ・ 「食品期限表示の設定のためのガイドライン」(平成17年2月)の内容が事業者に使やすいものとなっているかどうかを再精査し、事業者団体による業態別の期限設定マニュアルの策定の促進等を行う。
- 期限の再設定に関するルールの明確化
  - ・ どのような場合に期限の再設定が可能となるのかを類型化し、再設定を行う際のマニュアルの整備等を行う。
- 消費者に対する情報提供
  - ・ 期限設定の根拠となる情報を消費者へ提供する取組を推進する。

## (2) 消費者にわかりやすい期限表示に向けた取組

## &lt;問題意識&gt;

我が国の期限表示については、平成7年に、国際規格との整合性をとって製造年月日表示を期限表示に変更し、平成15年には、「賞味期限」と「消費期限」に統一したところ。

しかしながら、「賞味期限」と「消費期限」の違いが消費者に周知徹底されず、このことが、賞味期限を過ぎた食品が、まだ食べられるにもかかわらず廃棄される要因となっているのではないか。

この他、消費者にわかりやすい期限表示という観点からの工夫が求められているのではないか。

## &lt;検討の方向性&gt;

- 消費者にわかりやすい期限表示の工夫の促進

- 「賞味期限」と「消費期限」の違いを消費者に理解してもらうため、容器包装への追加説明の記載等を推進する。
  - 期限表示が未開封状態を想定していることを明確にするために追加表示を行うことや、外装を開封した後の取扱いを明確にするために注意表示文書の添付や個包装への表示を行うこと等の工夫を促進する。
- 賞味期限を過ぎた食品の取扱いの周知の促進
- 賞味期限を過ぎた食品の取扱いを消費者自らが判断できるよう、参考となる事例の提供等を行う。